

基金だより

2014年4月

住友ゴム連合企業年金基金



「くじゅう花公園」 <大分県>

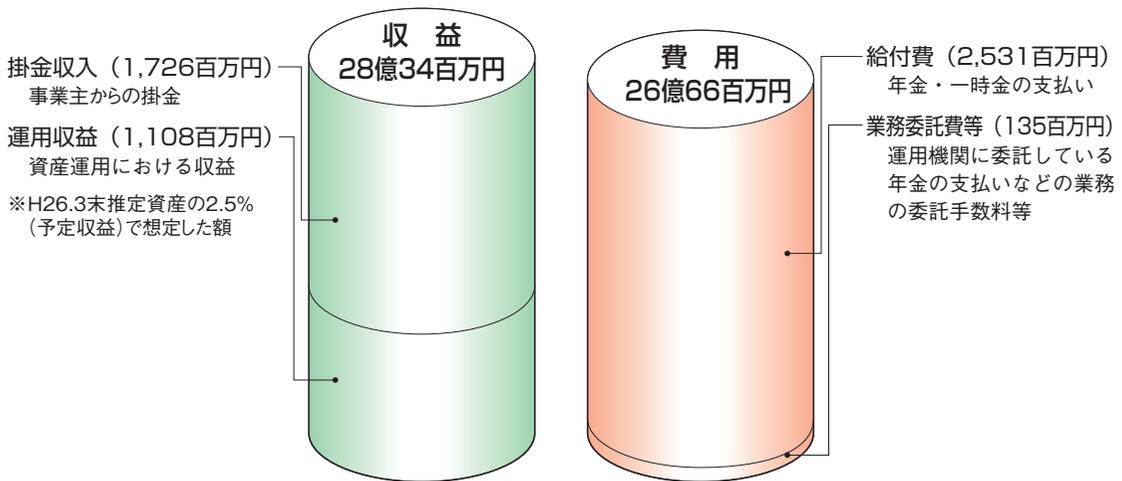
平成26年度 基金予算のお知らせ

〔 3月3日に開催されました第22回代議員会で、当基金の平成26年度予算が
可決・承認されました。その概要をお知らせいたします。 〕

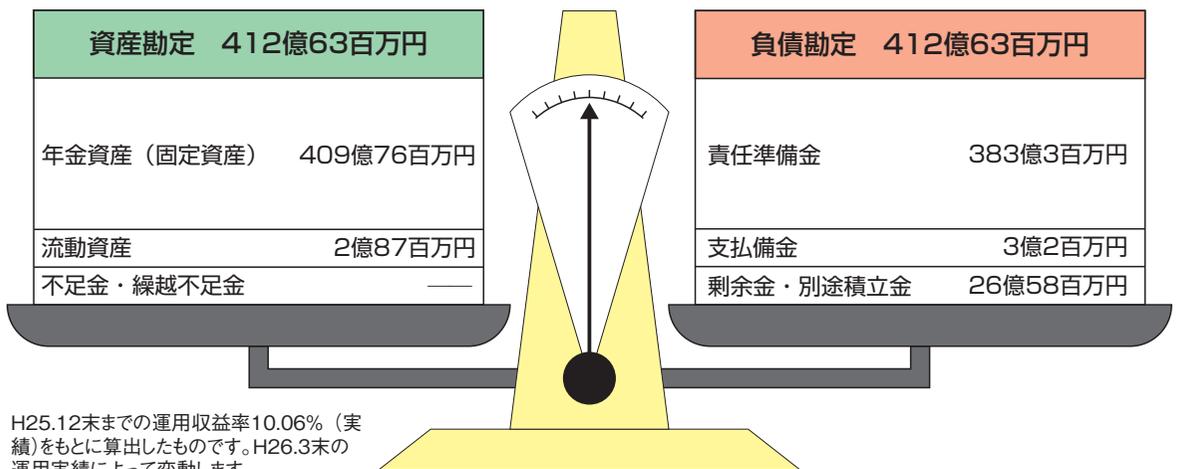
年金資産は409億76百万円に

年金経理 年金・一時金の支払いや、その財源となる資産の積立状況を見る会計です。

〔 **1年間の収支見込み** 基金の主な収入源である掛金、年金・一時金の支払い、年金資産の運用損益などの1年間の収支を見込みます。
(予定損益計算書・経常収支) 〕



〔 **財政バランス** 将来の年金・一時金の支払いに備えて、当年度末までに積み立てておくべき必要額 (数理債務) と、保有する年金資産とのバランスを予測します。
(予定貸借対照表) 〕



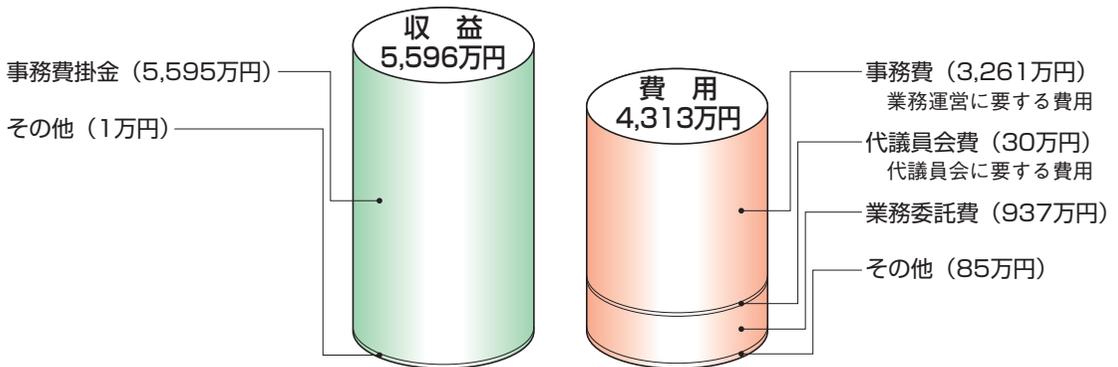


業務経理・業務会計

基金の業務運営に必要な経費を処理します。

当基金は、加入事業所からの掛金（事務費掛金）により運営されています。そのため1人当たり月額470円を事業主負担で徴収しています。

尚、平成26年度末（H27.3末）の資産残高は103百万円程度となる見込みです。



予算の基礎数値

平成26年度の当基金の予算は、次の基礎数値に基づいて作成しました。

1. 設立事業所数： 27社
2. 加入者数： 9,920人
3. 掛金
標準掛金： 1,513百万円
特別掛金： 213百万円
事務費掛金： 56百万円
4. 給付
年金給付： 1,304百万円
脱退一時金： 133百万円
選択一時金： 1,045百万円
遺族一時金： 49百万円



知って安心！
国の年金制度

平成26年度の国の年金額は 0.7%引き下げられます

国から受ける年金は、物価変動等に応じて改定されます。平成25年の物価は上昇し、また賃金変動率もプラスとなりましたが、特例措置により高い水準にある年金を本来の水準まで引き下げる法律改正が実施されていることから、結果として、0.7%引き下げられることになりました。

物価、賃金ともに プラスの伸びを示す

国の年金では、物価と賃金の変動に応じて毎年度年金額の改定が行われます。今年1月31日に総務省が公表した全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）によると、平成25年の物価変動率は対前年比で0.4%上昇しました。また、賃金の伸びを示す「名目手取り賃金変動率」は0.3%となりました。

年金額の改定ルールには、物価・賃金がともにプラスで、物価の伸びが賃金の伸びを上回る場合は、現役の負担とのバランスを考慮して賃金の伸びで改定するルールがあります。そのため、26年度は0.3%で改定されることとなります。

ただ、現在支給されている年金は、過去の特例措置により本来の年金水準に比べて高い水準となっています（特例水準）。この特例水準は、法律改正により段階的に解消することになっています。

そうした経緯により、結果的に26年度は年金額が0.7%引き下げられることとなります。そのしくみについて見ていきましょう。

本来水準と特例水準の 2つの年金があるのは

現在、公的年金の年金額には、本来水準の年金と特例水準の年金があります。本来水準の年金とは、平成16年の年金改正で規定された計算方法によって算出した年金額です。一方の特例水準の年金とは、過去に物価が下落した際に年金額を引き下げず、12年度から14年度の年金額を特例措置によって据え置いたものです。それ以降、両者を比べて高いほうの年金を支給することになっており、現在、特例水準の年金が支給されています。

本来水準と特例水準の差は、当初1.7%でしたが、その後、両者の年金額改定ルールが異なることもあり、差は2.5%まで開きました。これは、年金給付において、年間で1兆円程度の給付増に相当します。

また、16年改正で導入された、年金額改定における「マクロ経済スライド」（コラム参照）が、いまだに実施されないという問題も生じています。それは、マクロ経済スライドの実施は、特例水準が解消され本来水準の年金が支給されること

が前提条件となっているためです。持続可能な制度とすべく、少子高齢社会への対応を目的に導入されたものの、実施されていない状況が続いています。

法律改正により、 特例水準は段階的に解消

そこで政府は、年金財政の改善を図り、将来年金を受ける現役世代の年金額を確保する観点に立ち、25年度から3年間かけて特例水準を解消する法律改正を行いました。

具体的には、25年度は10月分（12月支給）から1%引き下げ、26年度は4月

分（6月支給）から1%、27年度は4月分（6月支給）から0.5%引き下げて特例水準の解消を図ります。これらは、毎年度行われる物価スライドによる年金額改定とは別に実施されます。

26年度の1%の引き下げについては、賃金変動率が0.3%となったため、その分を差し引いた0.7%分を引き下げることでとなります。その結果、老齢基礎年金額および標準世帯の厚生年金額は図表のとおりとなります。

また、この年金額の引き下げは、障害年金および遺族年金、配偶者加給年金額や子の加算額の改定についても適用されます。

図表●平成26年度の年金額

	平成26年度年金額(月額)
老齢基礎年金(満額)	772,800円 (64,400円)
サラリーマン世帯の標準的な年金額* (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む)	2,723,100円 (226,925円)

*夫が平均的収入(平均標準報酬月額36万円)で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯の新規裁定の年金額。

コラム マクロ経済スライド

平成16年の年金改正において、将来世代の保険料負担を抑えるために最終的な保険料水準を固定する「保険料水準固定方式」と、その保険料に合わせて年金額を自動的に調整する「マクロ経済スライド」が導入されました。

これは、受給者の年金給付を現役世代が負担する「賦課方式」を採用するわが国の年金制度において、少子高齢化の社会状況を反映して給付と負担のバランスをとる目的があります。

実際には、1人当たり賃金の伸びや物価の伸びから、被保険者数の減少率（＝少子化の反映）と平均余命の伸び率（＝高齢化の反映）を差し引いて年金額の改定を行います。

受給者本人に万が一のことがあったとき

年金を受けている方に万が一のことがあった場合、
遺族年金の請求など、遺族が行う手続を把握しておきましょう。

国の年金の受給者は、原則 死亡届の提出は不要です

年金を受ける権利は、受給者本人が亡くなると喪失します。日本年金機構において、住民基本台帳ネットワークシステムから異動情報を取得しているため、死亡届の提出は原則不要です。

なお、老齢基礎年金や老齢厚生年金の受給者が亡くなり、遺族※の方が遺族年金を受けられる場合は、**年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）**を最寄りの年金事務所または街角の年金相談センターや、市区町村の窓口へ提出します。

※遺族基礎年金と遺族厚生年金で、給付を受けられる遺族の条件が異なります。詳細は年金事務所または街角の年金相談センターへお問い合わせください。

受けられるはずだった年金は 遺族が受けられます

年金は、受給者が亡くなった月の分まで受けられますが、本人が受けられるはずだった年金（未支給年金）は、遺族の方が受けられることになっています。**未支給【年金・保険給付】請求書**を最寄りの年金事務所または街角の年金相談センターへ提出します。

未支給年金を受けられる遺族は、亡くなった受給者と生計を同じくしていた二親等以内の親族ですが、平成26年4月からは、三親等（おい・めい、子の配偶者、おじ・おば、ひ孫、曾祖父母など）以内に拡大されます。受けられる順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、三親等の親族の順です。

参考●未支給【年金・保険給付】請求書

- 入手場所：年金事務所、街角の年金相談センター
- 提出先：最寄りの年金事務所または街角の年金相談センター
- 添付書類：亡くなった受給者の年金証書、死亡の事実を明らかにできる書類（戸籍謄本、死亡診断書等）、受給者と請求者が生計を同じくしていたことがわかる書類等

ご注意

企業年金の受給者は、死亡届等の提出が必要です。詳細は住友ゴム連合企業年金基金（078-265-3060）へお問い合わせください。

Q NISAってなんですか？

上場株式や公募株式投信にかかる10%の優遇税制が2013年末で終了したことに伴い、新しく2014年1月からスタートしたのがNISA(日本版ISA)と呼ばれる**少額投資非課税制度**です。

アドバイス●(株)FPインテリジェンス 石川美由紀

いしかわみゆき

CFP®・1級ファイナンシャル・プランニング技能士。マネーセミナーや企業向けコンサルタント研修の講師として活動中。学校教育の場では子どもたちに夢を与える授業を心がけ社会教育活動への貢献にも努める。

A NISAは、上場株式等（上場株式、公募株式投信、ETF、REITなど）から生じる配当金や分配金、売却益が非課税になる制度です。非課税投資金額（非課税枠）は、年100万円×5年間、最大で500万円です。投資を始めた年のそれぞれ5年目の年末まで非課税で運用でき、期間が終了すると「売却する」か、「課税口座で運用を継続する」か、次年度の非課税枠に移す「ロールオーバー」のいずれかを選択できます。口座開設期間は2014年から2023年の10年間です。

魅力的な制度ですが、注意点として、①ひとり1口座のため金融機関は慎重に選択する、②非課税枠の未使用分は翌年へ繰り越せない、売却後の空き枠も再利用不可、③損益通算できない、④非課税期間終了後の時価が新たな取得価格とみなされる（損失が発生した状態で課税口座に移しその後値上がりした場合、当初元本を回復した金額であっても課税対象となる）、などがあります。非課税枠は

一度に投資する必要はなく、月々の積立で無理なく利用できます。また、一つの非課税運用期間は5年ですが、ロールオーバーでつなぎ合わせれば、中長期のライフイベント資金の準備にも活用できます。そのほか、贈与税の非課税枠(110万円)以内で生前贈与し、お子さまがNISA口座でその資金を運用するのも一案です。

新しい制度が導入されたこの機会に、ご自分のライフプランや運用目的を整理して、ぜひ自分らしい運用方法を見つけてください。

解答

[クロスワードパズル]

1	タ	カ	ヨ	ウ	ジ	ミ
2	マ	ン	モ	ス	ガ	イ
3	リ	ン	ス	ダ	イ	フ
4	ン	ミ	ホ	ン	イ	チ

ハルガスミ（春霞）

住友ゴム連合企業年金基金の

ホームページをご覧ください

加入者専用のページを開くには

ユーザー名：srikikin

パスワード：10050を入力してください。



ホームページアドレス

<http://www.sri-kikin-kenpo.or.jp/kikin>



タテ・ヨコのカギをヒントにマス目を埋めて、クросワードパズルを解いてみてください。最後に「ウグイス」が入ったマス目の文字をA～Eの順に組み合わせると解答になります。



1	5	8		14		21
	6			15		18
2			12			19
		9		16		
3	7		13			20
4		10		17		
		11				

ヨコのカギ

- 1 武士は食わねど――
- 2 大昔にいた毛の長いゾウ
- 3 川がさしかかると滝になる
- 4 シャンプー後にするのが一般的
- 6 神社で働く女性
- 9 他人の指示によらず動き出す
- 11 新商品などを並べて紹介する催し
- 13 あんこが入ったおもち。イチゴ――
- 15 ライト・センター・レフトの3人で守る
- 17 果物の――を搾ってジュースにした
- 19 幹から伸びる

- 21 神社を建てるのはこの人
- 20 クッキーを焼くため小麦粉を――
- 18 暮らすところ
- 16 手紙の最後に書き足します
- 14 像、――自賛
- 12 ーに直接シャツをはおった
- 10 イカやタコが吐くもの
- 8 英語などの西洋語をこう呼ぶことも
- 7 三重――、大分――、――知事
- 5 「ぐっすり」ではなく、ちよつと横になる程度
- 2 人造バッテリーとも呼ばれます

タテのカギ

クイズの解答は7頁をご覧ください。